

塩尻市・塩尻市辰野町中学校組合が設置する 中学校に係る部活動の方針（案）

令和6年●月
塩尻市教育委員会
塩尻市辰野町中学校組合教育委員会

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっていることから、これまでの学校部活動の在り方を見直し、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、地域におけるスポーツ・文化芸術環境を整備していく中で、可能な限り早期に「地域において、子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」や「教員の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」に取り組む必要があります。

そこで、長野県教育委員会では、長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会での意見や、国が令和4年12月に改訂した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、子どもたちが多様な選択肢の中から自主的・自発的に、また、安心・安全に活動できるよう現行の「長野県中学生期のスポーツ活動指針」と「長野県中学校の文化部活動方針」を統合した「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」（以下「県の指針」という。）を策定し、中学生期のスポーツ・文化部活動の新たな姿を示しました。

こうした県の方針を踏まえ、本市においても「塩尻市立中学校の部活動の取り組み方針」を全面改定し、過渡期にある部活動の目指すべき姿を示すものです。

1 本方針の適用範囲

本方針は、塩尻市及び塩尻市辰野町中学校組合が設置する中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。）の部活動について適用します。

また、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）段階の課外活動や、児童生徒が参加する地域クラブ活動等においても、適切で効果的な活動となるよう、本方針の趣旨を踏まえた取り組みをお願いするものです。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に関する計画の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」という。）を策定します。

イ 部活動顧問は、活動方針に則った年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者へ情報提供します。

ウ 部活動顧問は、年間活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意します。

(ア) 生徒や保護者の思いを踏まえ作成するとともに、その内容について説明し、理解を得ること。

(イ) 年間を通じ、「トレーニング期、練習期」、「試合・大会期、コンクール等発表期」、「休養期」等に分けて、メリハリのある計画とすること。

エ 校長は、活動方針、年間の活動計画及び活動実績を市教育委員会へ提出するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、市教育委員会や地域と連携し、部活動指導員や外部指導者などの指導者の確保に努め、生徒数、教員数、部活動指導員の配置状況などを踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置します。

イ 市教育委員会は、校長からの配置要望を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します。なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、市や学校の教育目標、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的根拠に基づく指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行います。

ウ 校長は、部活動指導員が十分に確保できない場合には、市教育委員会と連携し、外部指導者の任用・配置に努めます。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安心・安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

力 市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保・向上を図るための研修等を行います。

キ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

ク 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、県教育委員会や地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるほか、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取り組みを進めます。

3 合理的かつ効果的・効率的な活動の推進のための取り組み

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ傷害・外傷の予防や文化部活動中の傷害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、文化部活動においては、平成30年12月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、下記（ア）、（イ）の指針等の取扱にも十分留意します。

（ア）熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）以下「JSPO」という」等を参考に、例えば熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発せられた当該地域時間帯における活動は原則として行わないようにし、必要に応じて活動する場合には冷房の効いた部屋に移動する等、適切に対処します。

（イ）重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート（長野県教育委員会）」を体育施設等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処します。

イ 市教育委員会は、学校におけるこれらの取り組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行います。

(2) 適切な指導の在り方

ア 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ傷害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、指導を行います。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつ

つ、短時間で効果が得られる指導を行います。

- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、下記ケ、コに示した手引書や研修等を活用し、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行います。
- オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、専門的知見を有する教員等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。
- カ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ・文化芸術活動を行う上で勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意します。
- キ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応じた運営、生徒の主体性を尊重した活動となるよう努めます。
- ク 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努めます。
- ケ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動指導者研修講座や部活動指導講習会等に積極的に参加します。
- コ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、「運動部活動指導運営実践マニュアル集（長野県中学校体育連盟及び 県教育委員会）」や、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）が作成した運動部活動の指導手引書を活用し、合理的で効率的かつ効果的な指導を行います。

(3) 部活動の充実に向けた地域との連携

- ア 運動部活動においては、発育・発達段階にある中学生期の心身の成長に寄与する医科学的な 知見に基づく指導を行うことが必要なため、適宜スポーツドクター、アスレティックトレーナー、栄養士、カウンセラー等との連携を図ります。
- イ 部活動顧問の状況や生徒のニーズ等によって、優れた指導力を持つ地域の指導者等の協力を得て活動を行います。

4 適切な休養日と活動時間等

(1) 県の指針を踏まえ、次のとおり基準を設定します。

- ア 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。なお、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。また、週末に大会、コンクール、各種発表会等への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- イ 長期休業中は、休業期間の半分以上の休養日を設定する。特に、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、できるだけ平日に行うよう配慮とともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会への参加等により、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、生徒の負担とならないよう配慮する。
- エ 放課後の活動時間の確保を基本とし、大会等の前であっても朝の運動部活動は、原則として行わない。ただし、放課後の活動が行えず、練習時間が確保できない場合には、生徒の健康や生活リズム等を配慮し、生徒や保護者に対して十分な説明と理解を得た上で、朝の活動を可能とする。なお、その場合にあってもウォーミングアップやクーリングダウンの時間が十分に取れないことを鑑み、激しい運動は避ける。

(2) 校長は、2(1)に掲げる活動方針の策定に当たっては、本基準に則り、休養日及び活動時間等を設定します。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。なお、休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校・地域の実態や生徒・保護者のニーズ等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日やオフシーズンの設定等のほか、生徒の心身の健康に十分配慮し、かつ本基準を逸脱しない範囲で、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、柔軟に活動することを検討します。

(3) 市教育委員会は、上記(2)に関し、適宜、支援及び指導・是正を行います。

(4) 部活動と地域クラブ等での活動の両方に参加する生徒や、多様な活動に参加する生徒もいることから、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の活動時間や内容を把握するとともに、指導者間で連携を図り、生徒の健康管理やニーズ等に配慮した活動になるよう努めます。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- (1) 校長は、市教育委員会や地域と協力し、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動ができる次のような環境の整備に努めます。
- ア より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動を行う環境
- イ 体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動を行う環境
- (2) 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取り組みを推進します。
- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。
- (4) 市教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を適宜見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

6 学校部活動の地域連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めます。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けます。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の場を設けます。
- (3) 市教育委員会は、市スポーツ協会やスポーツ少年団、地域のスポーツ団体、各分野の文化芸術団体等の関係団体と連携・協働し、適切な資質能力を身につけた指導者の確保や多様な運営団体・実施主体の確保など、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に向けた取り組みを推進します。
- (4) 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深め、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。
- (5) 市教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。
- (6) 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校施設等の開放を推進します。
- (7) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のために教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取り組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

7 スポーツ・文化芸術活動運営委員会

- (1) 市教育委員会は、設置する中学校の部活動が抱える課題や地域において実施されている社会体育活動との連携等について協議するため、スポーツ・文化芸術活動運営委員会を各中学校区に設置します。
- (2) スポーツ・文化芸術活動運営委員会は、教員、保護者のか、スポーツ推進委員などの地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係者、地域医療関係者、学校評議員、コミュニティースクール運営委員など校外の関係者により組織します。
- (3) スポーツ・文化芸術活動運営委員会では、当該中学校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行うほか、生徒の健康、顧問や部活動指導員、外部指導者の指導、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携についても協議します。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 市教育委員会は、所管する学校の部活動が参加する大会・試合、コンクール、各種発表会等や地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等の状況を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合、コンクール、各種発表会等や地域からの要請等により参加する地域の行事・催し等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会・試合、コンクール、各種発表会等や地域の行事・催し等の在り方の検討を主催者に要請するとともに、スポーツ・文化芸術活動運営委員会等と連携を図り、各学校の部活動が参加する大会・コンクール、各種発表会等の数の上限の目安等について検討します。
- (2) 校長は、上記（1）の目安等を踏まえ、教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール、各種発表会等を精査します。

9 部活動の地域クラブ活動への移行

(1) 地域クラブ活動への移行の目的

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが困難になってしまっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続が、より一層厳しくなっています。こうしたことから、地域において「子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」と「教員の負担軽減により働き方改革を推進し、学校教育の質を向上させること」を目的として、部活動を地域クラブ活動に移行します。

(2) 地域クラブ活動への移行の目途

県の指針に則り、国が示す令和7年度までの改革推進期間中に新たな地域クラブ活動の環境整備を鋭意進め、可能な限り早期の実現を目指しつつ、地域の実情に応じ、令和8年度末を目途に休日の学校部活動の地域クラブ活動への地域移行を目指します。平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。

(3) 部活動の地域クラブ活動への移行に関する計画の策定

市教育委員会は、部活動の地域クラブ活動への移行を推進するため、「塩尻市部活動地域移行計画」を策定します。

10 取り組み状況の把握と指針の見直し

市教育委員会は、本方針を踏まえた各中学校における部活動や地域クラブ活動の取り組み状況や実態を把握するとともに、全国的な動向や長野県の方針などを注視しながら、必要に応じて本方針の見直しを行います。